

特定事業所集中減算「正当な理由」の判断基準

熊本県 令和 8 年 8 月時点

下記のいずれかに該当する場合は、正当な理由があるものとして取り扱い、減算の対象外となります。

① 就労選択支援事業者の通常の事業の実施地域（※）に就労移行支援等がサービスごとでみた場合に 5 事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合

（例）就労移行支援事業所として 4 事業所、就労継続支援 A 型事業所として 10 事業所が所在する地域の場合は、就労移行支援事業について移行率最高法人を位置づけた割合が 80%を超えても減算は適用されないが、就労継続支援 A 型について 80%を超えた場合には減算が適用される。

（例）就労移行支援事業所として 4 事業所、就労継続支援 A 型事業所として 4 事業所が所在する地域の場合は、就労移行支援事業所及び就労継続支援 A 型事業所それぞれについて移行率最高法人を位置づけた割合が 80%を超えた場合でも減算は適用されない。

※通常の事業の実施地域

熊本県に届け出ている運営規程において「通常の事業の実施地域」として定めている地域

② 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、高次脳機能障害者支援体制加算を受けている場合

③ 判定期間において就労選択支援の利用を終了した利用者のうち、それぞれのサービスにつながった件数が 5 件未満であるなど、サービスの利用が少数である場合

（例）判定期間において、就労移行支援につながった件数が合計 5 件、就労継続支援 A 型につながった件数が合計 10 件の場合は、就労移行支援について移行率最高法人を位置づけた割合が 80%を超えても減算は適用されないが、就労継続支援 A 型について 80%を超えた場合には減算が適用される。

④ その他正当な理由と指定権者が認めた場合